

経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠 事業ポイント表

④

氏名

区分	確認項目	点数	チェック
1 研 修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている。	1	
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている。	2	
	③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。	3	
2 サポート 体制	①-1 地域サポート計画が策定されている。	1	
	①-2 ①-1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている。	2	
	①-3 ①-2に加え、①-1の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている。	3	
	② 第5の1の2の(1)又は(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、 (1)補助率1/3以上の支援を実施する (2)補助率1/6以上の支援を実施する	5 3	
3 経営管理 の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける。	1	
	② ①に加え、GAP認証等を取得する。（※1） 1. 認 定 済 2. 認定予定 年 月 日 3. 種 類	3	
4 経 営 の 展	目標年度（令和10年度）の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より (1) 50ポイント以上高い (2) 40ポイント以上高い (3) 30ポイント以上高い (4) 20ポイント以上高い (5) 10ポイント以上高い	5 4 3 2 1	
5 法 人 化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5	
	② 目標年度までに農業経営を法人化する	3	
6	家族経営協定を書面で締結している（※2）	1	
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している	1	
8	データを活用した農業を実践する	2	
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける	2	
合 計		30	

※1 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※2 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

地域計画早期実現支援枠 事業ポイント表 【記載上の注意点等】

確認項目の条件に該当する場合、✓を記載ください

区分	確認項目	点数	チェック	
1 研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている。	1	✓	【該当者のみ】 記載時点での受講経験がある場合対象
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている。	2	✓	
	③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。	3	✓	
2 サポート体制	①-1 地域サポート計画が策定されている。	1		取得や取得予定の場合記載ください
	①-2 ①-1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている。	2		
	①-3 ①-2に加え、①-1の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている。	3		
	② 第5のIの2の(1)又は(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、 (1)補助率1/3以上の支援を実施する (2)補助率1/6以上の支援を実施する	5 3		
3 経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける。	1	✓	【該当者のみ】 現在該当する、又は今後該当する予定の場合に対象
	② ①に加え、GAP認証等を取得する。（※1） 1. 認定済 2. 認定予定 年 月 日 3. 種類	3		
4 経営の発展	目標年度（令和10年度）の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より (1)50ポイント以上高い (2)40ポイント以上高い (3)30ポイント以上高い (4)20ポイント以上高い (5)10ポイント以上高い	5 4 3 2 1	✓	【該当者のみ】 経営規模の拡大率が成果目標の割合を10%以上超過している場合対象
5 法人化	① 農業経営を法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5		【該当者のみ】 事業実施年度は令和7年度、目標年度は令和10年度として該当非該当を判断
	② 目標年度までに農業経営を法人化する	3	✓	
6	家族経営協定を書面で締結している（※2）	1	✓	【該当者のみ】 同封の家族経営協定や農業版事業継続計画を作成すれば対象（既作成者を除く）
7	農業版事業継続計画（BCP）を策定している	1	✓	【該当者のみ】 メビメ機械や温度、灌水量、収量等の記録を活用する
8	データを活用した農業を実践する	2	✓	【該当者のみ】 みどり法による認定を受けている場合、対象
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける	2		
合 計		30		

※1 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※2 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。